

産業廃棄物処理計画書

2023年 4月 11日

広島市長

提出者

住所 広島市中区光南五丁目3番19号

氏名 株式会社 まるせ

代表取締役 後藤 英仁

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-244-0106

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 まるせ 五日市工場
事業場の所在地	広島市佐伯区五日市町石内472
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	窯業・土石製品製造業（生コンクリート製造・販売）
②事業の規模	2022年度出荷量 19001.25m ³
③従業員数	7名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(2022 年度) 実績量
 計画:今年度(2023 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	466.58	500									466.58	500			466.58	500				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1360	1000									1360	1000			1360	1000				
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	1826.58	1500	0	0	0	0	0	0	0	0	1826.58	1500	0	0	1826.58	1500	0	0	0	0

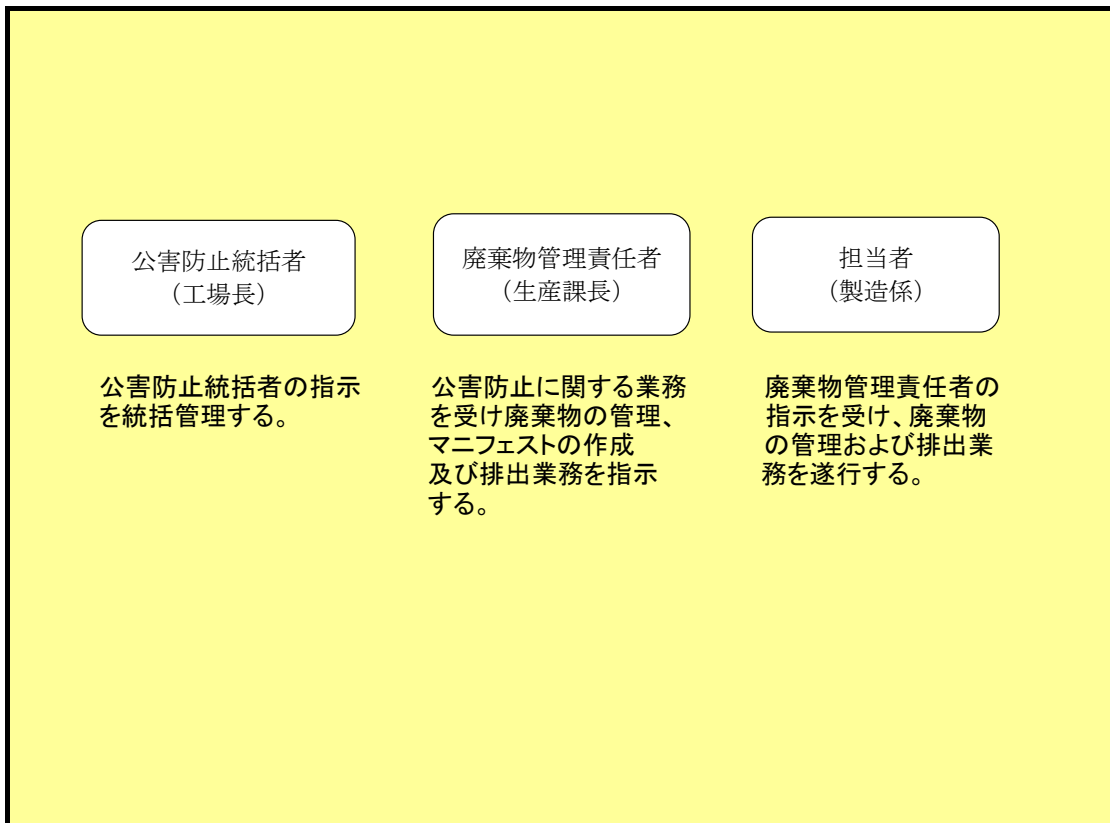
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none">・生コン購入者へ戻りコンクリート削減の依頼・重量ブロックの作成・スラッジ水高度利用システムの研究開発
②計画 (今後実施する予定の取組)	<ul style="list-style-type: none">・生コン購入者へ戻りコンクリート削減の依頼・重量ブロックの作成・スラッジ水高度利用システムの研究開発

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	-
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	-

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。
②計画 (今後実施する予定の取組)	委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。